

市中心部のクラウドファンディング活用 支援事業実施要項



－ 目 次 －

市中心部のクラウドファンディング活用支援事業について	1
1 申請資格	1
2 補助対象となる事業	1
3 対象エリア	1
4 事業実施期間	1
5 補助金額	1
ガバメントクラウドファンディングの申請・実施について	2
1 事前相談	2
2 申請書の提出	2
3 申請内容の審査	3
4 支援する活動人材・団体の決定	3
5 ガバメントクラウドファンディングの実施	3
支援事業補助金の交付申請・決定・請求について	4
1 補助金の交付申請	4
2 申請内容の審査	4
3 補助金の交付決定	4
4 債権者登録	4
5 補助金の請求	4
補助事業の変更等について	5
1 事業計画等の変更	5
2 補助金交付決定の取消	5
補助事業の実施・報告等について	6
1 補助事業の実施状況調査	6
2 補助事業の報告	6
3 寄附者への報告	6
4 寄附者への返礼品等	6
5 個人情報等の取り扱い	6
事業実施の流れ	7
市中心部エリア	8

市中心部のクラウドファンディング活用支援事業について

○支援事業とは

三原市がクラウドファンディング（特定の事業への支援を目的に、インターネットを通じて、不特定多数の人から資金調達を行うことをいう。）を活用し、全国から寄附を募り（以下「ガバメントクラウドファンディング」という。）、集まった寄附を財源とした補助金により、市中心部エリア（以下「エリア」という。）内で、空き家、空き店舗、景観、特産品などの地域資源を活用し、地域の賑わいづくりにつながる特色のある事業を行う個人及び団体（以下「活動人材・団体」という。）への財政支援を行うものです。

○支援事業の目的

- ・活動人材・団体は、寄附を通じた事業の具体化に向け、より多くの共感を得られる事業を考え、工夫を凝らし実施することで、地域の賑わいづくりにつなげること。
- ・ガバメントクラウドファンディングをきっかけに活動人材・団体の賑わいづくり事業に係る財源を確保し、事業化を図るとともに、事業の発展・継続につなげること。
- ・事業をガバメントクラウドファンディングの実施を通じて、市内外へPRすることで、魅力ある市中心部として注目され、さらに新たな事業や活動につなげること。
- ・事業を市民及び関係人口（三原市出身者、ゆかりのある者など）を始めとした多くの人達が応援し、支える環境づくりにつなげること。

1 申請資格

ガバメントクラウドファンディングを活用した支援事業による財政支援を受けることができる者は、活動人材・団体とします。ただし、三原市が支援事業を実施する期間に限ります。

2 補助対象となる事業

- (1) エリア内の空き家、空き店舗、景観、特産品などの地域資源を活用し、地域の賑わいづくりやエリア内の魅力を高める事業
- (2) 寄附金の目標金額を100万円以上とする事業
- (3) 寄附金が目標金額に達しない場合でも実施する事業

3 対象エリア

本要項P8で示す市中心部エリアとします。

4 事業実施期間

補助金交付決定後から令和6年3月29日（金）まで

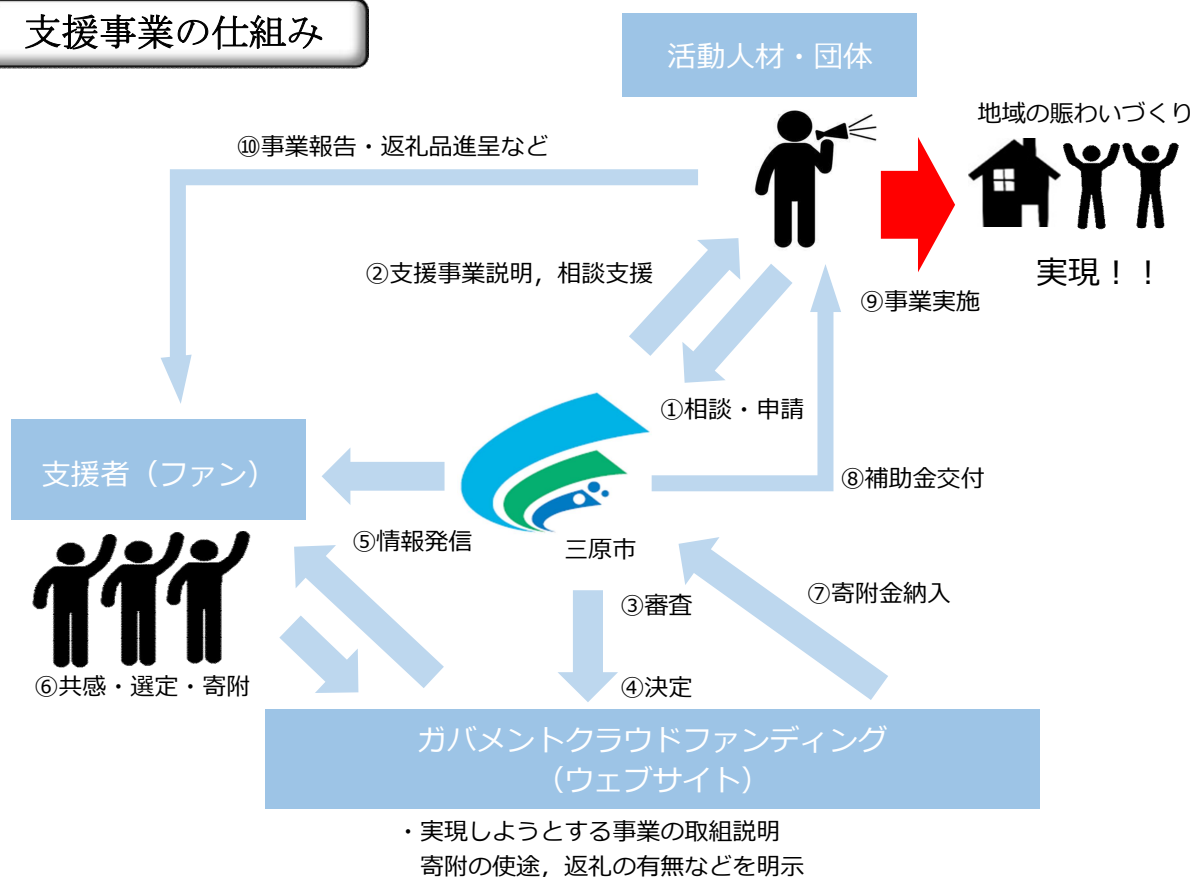
5 補助金額

ガバメントクラウドファンディングにより集まった寄附金の額を上限とします。ただし、次の経費は補助金の対象となりません。

- (1) 補助対象事業において、国、県その他の機関等から補助金、負担金その他これらに

類するもの（以下「補助金等」という。）の交付を受けた補助金等の金額に相当する額
(2) 三原市が適切でないと認める経費

支援事業の仕組み



ガバメントクラウドファンディングの申請・実施について

1 事前相談

申請資格を有し、財政支援を希望する活動人材・団体（以下「申請者」という。）は、申請書の提出前に三原市経営企画課へ事業内容等について事前に相談してください。
なお、事前相談は期間の定めがないため、随時受け付けます。

2 申請書の提出

申請者は、次の書類に必要事項を記入し、令和5年9月29日（金）までに三原市経営企画課に提出してください。

※書類の提出に必要な費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返還しません。

【提出する書類】

- (1) 市中心部のクラウドファンディング活用支援事業申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他三原市が必要と認める書類

【申請書等の記入方法】

- (1) 申請書は、可能な限り、パソコン等により電子データで作成してください。
- (2) 各記載事項欄に記入しきれない場合は、別紙（任意様式）を添付してください。

3 申請内容の審査

三原市において、申請書の事業内容等を審査します。また、金融機関等の専門家の意見が審査に必要な場合には、意見を求め審査の参考にします。

なお、審査については次の基準を中心に行います。

- (1) 事業の公益性や共感性
- (2) 事業の計画性や発展性
- (3) 事業の継続性

4 支援する活動人材・団体の決定

支援事業の対象とする活動人材・団体を決定し、審査結果を申請者に郵送等で通知します。

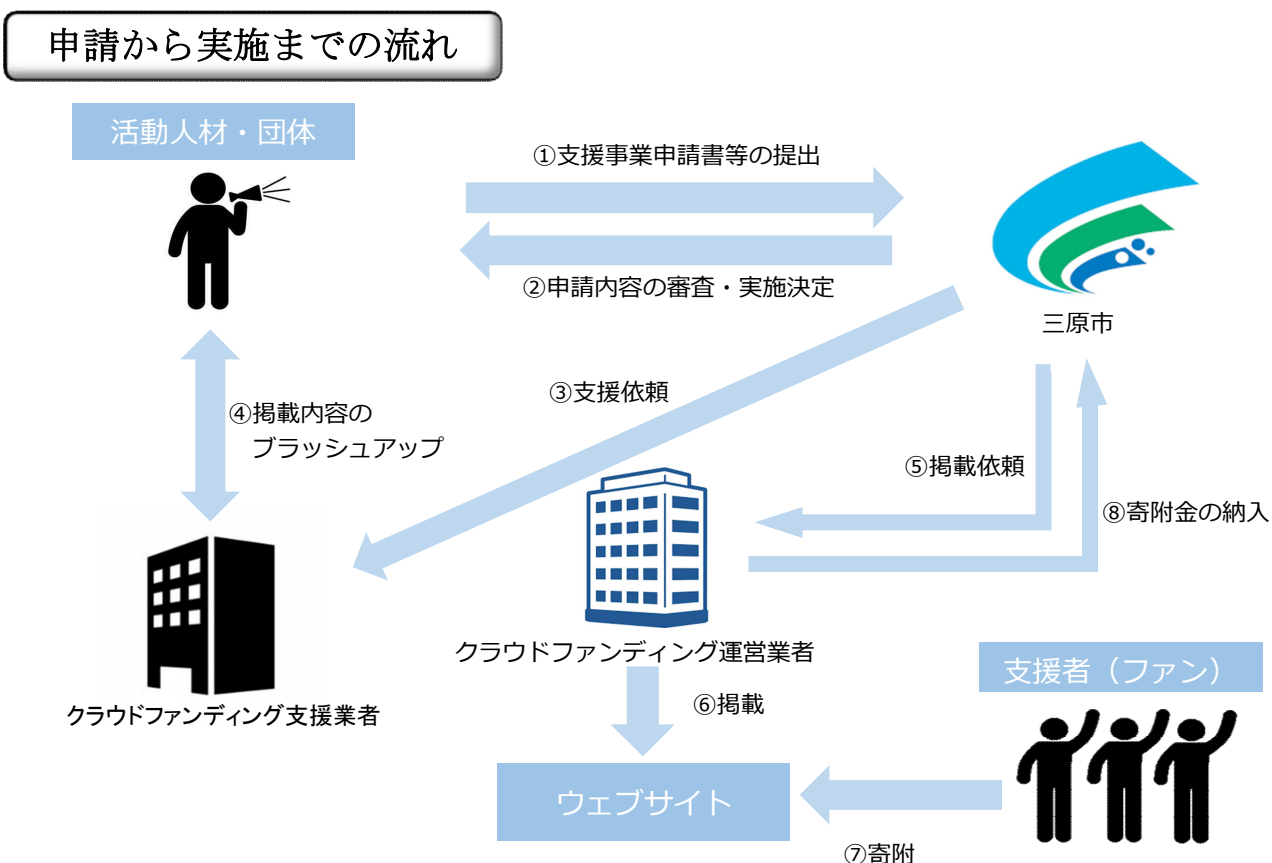
5 ガバメントクラウドファンディングの実施

- (1) 寄附者の共感を得るために、ウェブサイトに掲載する内容を検討します。より魅力的で寄附者からの共感が得られるような資料や写真などの提供をお願いします。
- (2) 三原市が委託する業者が運営するウェブサイトへ掲載し、寄附の募集を行います。
- (3) 寄附の方法は、ウェブサイト及び三原市ガバメントクラウドファンディング申込書により行い、ウェブサイトでのクレジット決済、振込取扱票等により寄附金を受付します。
- (4) 寄附者から寄附を受け付けた際に、次のことについて、寄附者から同意を得たものとして取り扱います。

① 個人情報の取り扱い

② 事業内容等の変更により余剰金が発生したとき、または、交付決定が取消しになった場合に返還された補助金については、三原市「みはらふるさと夢基金」として取り扱うこと

※その際には、寄附金をみはらふるさと夢基金で定める「三原市の夢ある発展のための事業」に活用します。



支援事業補助金の交付申請・決定・請求について

1 補助金の交付申請

申請者は、ガバメントクラウドファンディングにより集まった寄附金の額を上限とした補助金が確定した後、次の書類に必要事項を記入し、三原市経営企画課に提出してください。

※書類の提出に必要な費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返還しません。

【提出する書類】

- (1) 補助金等交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他三原市が必要と認める書類

※(2)(3)については、支援事業申請の際に提出されたものを提出してください。

ただし、事業の見直しや予算変更がある場合は、修正し提出してください。

【申請書等の記入方法】

- (1) 申請書は、可能な限り、パソコン等により電子データで作成してください。
- (2) 各記載事項欄に記入しきれない場合は、別紙（任意様式）を添付してください。

2 申請内容の審査

三原市において、補助金等交付申請書等の内容を審査します。

3 補助金の交付決定

審査結果は、申請者に郵送等で通知します。交付決定後、補助金を交付します。

なお、事業実施期間が年度をまたぐ場合には、補助金を分割して交付することがあります。

また、交付決定した活動人材・団体の事業は、「事業名」「個人・団体名」「事業概要」について、三原市のホームページにより公表します。また、報道機関等に情報提供する場合があります。

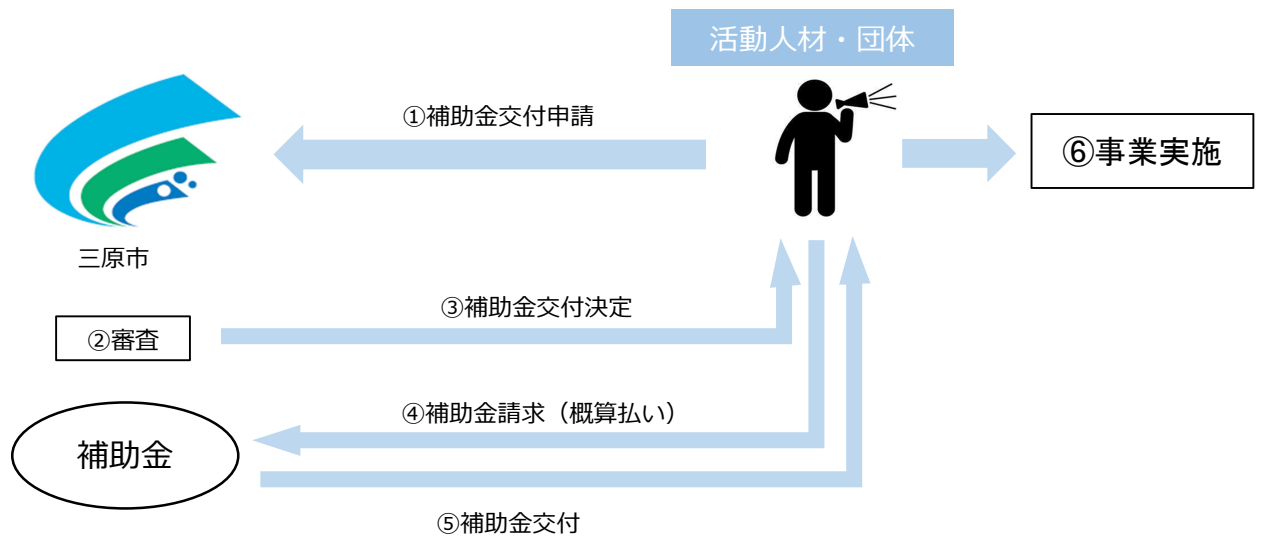
4 債権者登録

補助金の交付にあたっては、債権者登録が必要です。未登録の場合は、「債権者登録申請書兼口座振替依頼書」及び「個人番号提供書」を提出してください。なお、登録済の場合においても、「個人番号提供書」が未提出の場合は提出してください。

5 補助金請求

補助金交付決定後、「補助金等（概算払・前金払）交付請求書」を提出してください。提出にあたっては、補助金等交付申請書に押印した印と同じ印を押印して提出してください。

申請・決定・請求までの流れ



補助事業の変更等について

1 事業計画等の変更

補助金交付決定後において、事業内容等を変更する場合は、事前に「補助事業等変更承認申請書」に必要書類を添えて提出し、三原市の承認を受けてください。

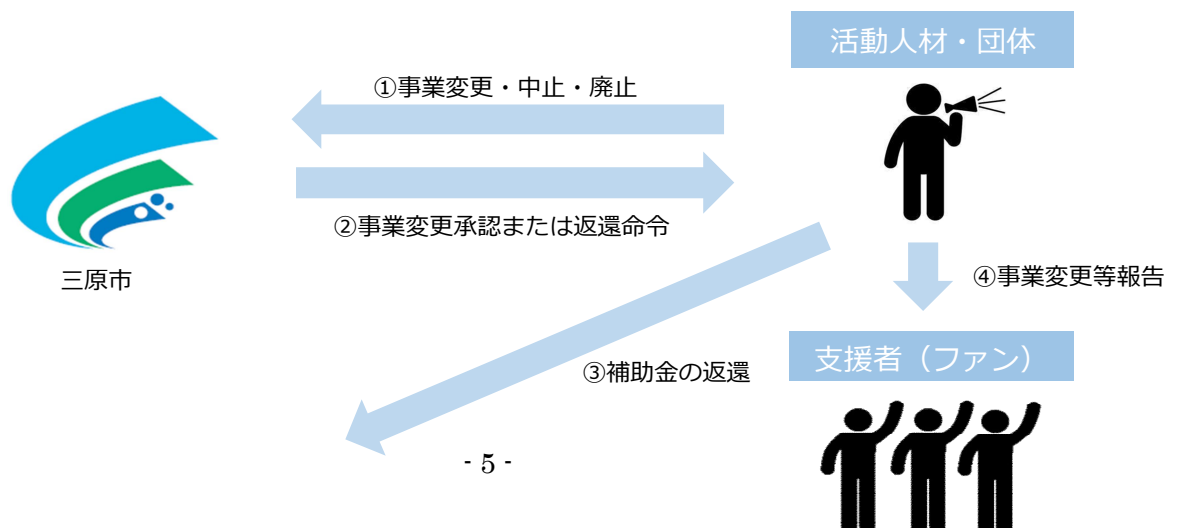
また、事業内容等の変更により余剰金が発生した場合は、補助金の返還を求めます。

2 補助金交付決定の取消

次の内容に該当する場合に、交付決定した補助金の全部または一部を取り消し、返還を求めます。

- (1) 補助金を交付目的以外に使用したとき
- (2) 必要な届出や報告をしないとき、または虚偽の報告をしたとき
- (3) 補助事業を中止し、または三原市が事業の遂行の見込みがないと認めたとき
- (4) 補助事業の実施について、不正の行為が認められるとき

事業変更等の流れ



補助事業の実施・報告等について

1 補助事業の実施状況調査

必要に応じて、事業の実施場所等で実施状況を確認させていただくことがあります。

2 補助事業の報告

事業完了後1ヵ月、または令和6年3月29日（金）のいずれか早い日までに、次の書類を三原市経営企画課に提出してください。

- (1) 事業完了実績報告書
- (2) 事業経費実績明細書※領収書添付
- (3) 事業の実施状況がわかる資料（任意様式）※写真等

3 寄附者への報告

寄附者には、事業の進捗状況等を適宜報告してください。

また、「事業計画等の変更」または「補助金交付決定の取消」が発生した場合にも、寄附者に報告してください。

4 寄附者への返礼品等

返礼品については、任意とします。

ただし、返礼品を送付する場合には、工夫を凝らした寄附者に喜ばれるようなものとし、価格が高額なものは送付しないでください。

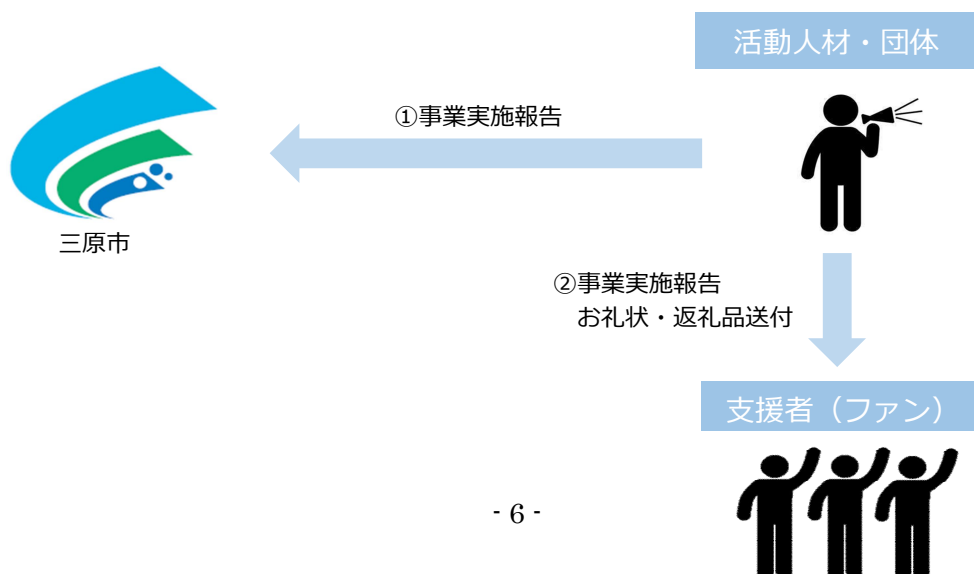
※返礼品の送付、その他の苦情については、活動人材・団体の責任において対応してください。

5 個人情報等の取り扱い

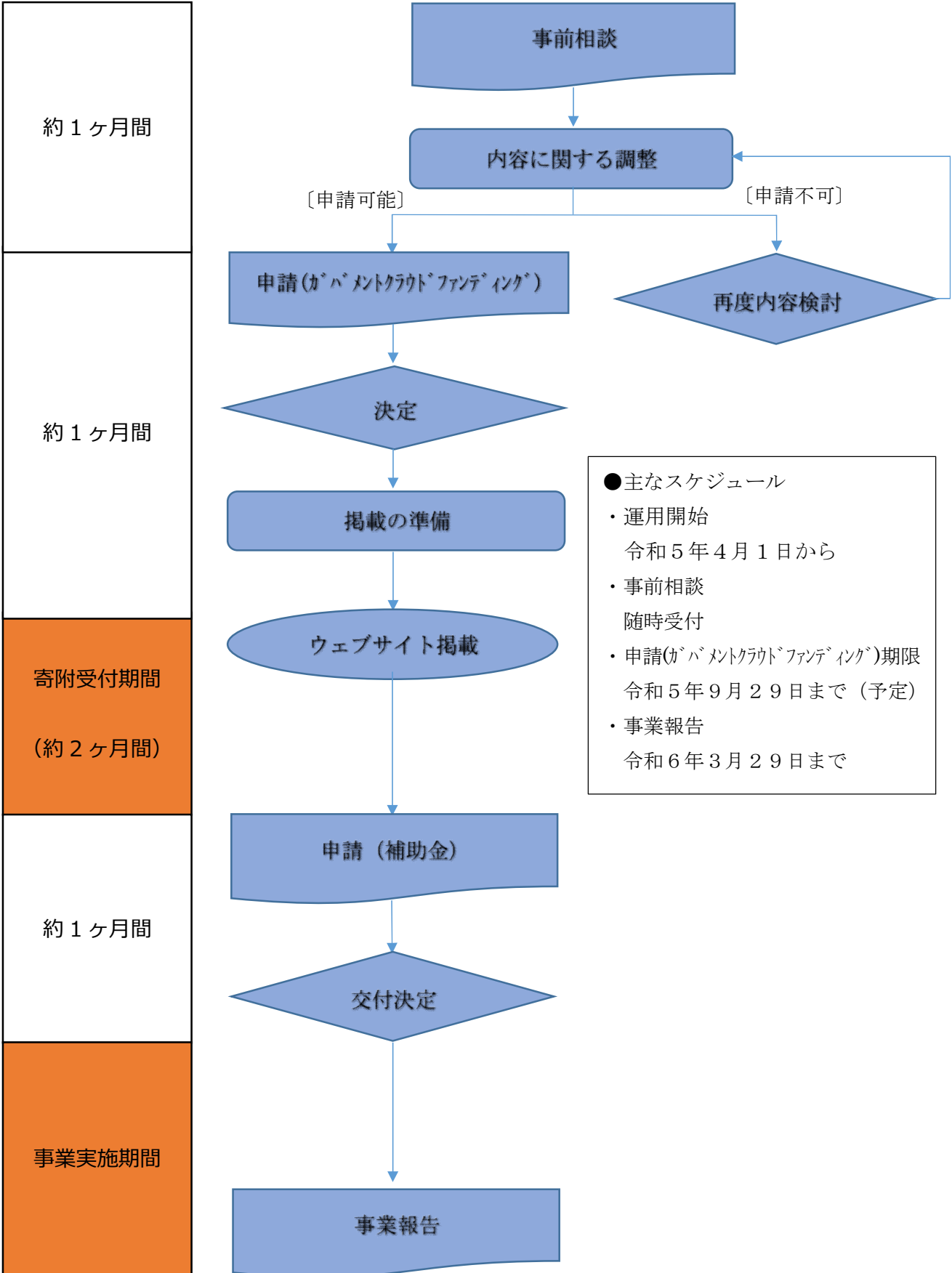
申請書類及び添付された資料に記載されている内容は、クラウドファンディング委託運営事業者及び委託支援事業者に提供します。

また、三原市から補助金を交付する活動人材・団体に寄附者の個人情報を提供しますが、ガバメントクラウドファンディングにおける、お礼状及び返礼品の送付、事業報告以外の目的での使用並びに第三者への提供は禁止します。

事業実施から報告までの流れ



事業実施の流れ



市中心部エリア

